



6. 規 程

東海学園大学学則

第1章 総 則

第1節 目 的

(目的)

第1条 東海学園大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法に準拠し、学校法人東海学園（以下「学園」という。）創立の精神を基本として、勤儉誠実の信念と共生の理念とをもって学問の修得とその応用・活用の基礎的能力の把握に努め、国際社会においてわが国の果たす役割の重要性を認識し、もって社会の発展と文化の向上に寄与する人物の育成を目的とする。

2 前項の目的のため、本学は共生教育を基礎とする総合的な教養教育により人間性の涵養に努め、社会的要請に応えて幅広い職業人の養成を行い、また必要な免許・資格等を取得させる。

第2節 組 織

(学部、学科及び教育方針)

第2条 本学に、次の学部学科を置く。

経営学部 経営学科
人文学部 人文学科
心理学部 心理学科
教育学部 教育学科
スポーツ健康科学部 スポーツ健康科学科
健康栄養学部 管理栄養学科

第2条の2

(1) 経営学部

経営学部経営学科は、人間生活と社会に貢献する企業・組織経営の基本を教育する。あわせて、高邁な人格と高いコミュニケーション能力を培う総合的教育を行い、確かな知識・技能を身に付けた人材の養成を目指す。

(2) 人文学部

人文学部人文学科は、人文学の研究成果に基づき、コミュニケーション能力の養成及び社会と文化の理解を通じて人間教育を行い、幅広い教養と知識を身につけ地域社会の諸方面で職業人として活動する実践力をそなえた人材を養成する。

(3) 心理学部

心理学部心理学科は、心に関する科学的な知識に基づき自己、他者、社会等に関わる諸問題を体系的に理解できる人材、また個人の対人的・心理的問題の発生要因を分析し、その解決策を提起できる人材を養成する。

(4) 教育学部

教育学部教育学科は、幼稚園教諭、保育士、小学校・中学校・高等学校の教諭あるいは養護教諭として人を慈しみ、使命感を抱いて社会貢献を行うことができる保育者・教育者を養成する。

(5) スポーツ健康科学部

スポーツ健康科学部スポーツ健康科学科は、身体を動かすこと、スポーツをすることによって発見できる身体的、精神的、文化的な健康観を科学的、総合的に探究し、健康社会の構築に貢献できる保健体育教諭、スポーツ指導者、健康づくりリーダーなど、様々な分野での可能性をもった人材を養成する。

(6) 健康栄養学部

健康栄養学部管理栄養学科は、国民の健康保持増進に貢献する栄養士、管理栄養士などを養成する。病院

や学校、福祉施設、事業所給食施設などの現場にて「食」を通じて健康を支える専門的な人材を養成する。
(学生定員)

第3条 学生定員は、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	3年次編入定員	収容定員
経営学部	経営学科	230人	5人	930人
人文学部	人文学科	100	2	404
心理学部	心理学科	100	2	404
教育学部	教育学科	180	5	730
スポーツ健康科学部	スポーツ健康科学科	260	5	1,050
健康栄養学部	管理栄養学科	120	—	480
合計		990	19	3,998

(大学院)

第4条 本学に、大学院(経営学研究科)を置く。

2 大学院に関する学則は、別に定める。

(ともいき教養教育機構)

第4条の2 本学にともいき教養教育機構を置く。

2 ともいき教養教育機構は全学的な共通教育（以下、全学共通教育という。）を円滑に運営することを目的とする。

3 前各項のほか、全学共通教育に関する必要な事項は、別に定める。

(共生文化研究所)

第5条 本学に、附属共生文化研究所（以下「共生文化研究所」という。）を置く。

2 共生文化研究所に関する規程は、別に定める。

(図書館)

第6条 本学に附属図書館（以下「図書館」という。）を置く。

2 図書館に関する規程は、別に定める。

第3節 職員組織

(職員)

第7条 本学に学長、副学長、学監、学部長、ともいき教養教育機構長を置く。

(1) 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

(2) 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

(3) 学監は、本学の建学の理念である浄土宗の教理の普及とその実践をつかさどる。

(4) 学部長は、学部に関する校務をつかさどる。

(5) ともいき教養教育機構長は、全学共通教育に関する校務をつかさどる。

2 本学に教育職員として教授、准教授、講師、助教を置き、必要に応じて助手、その他の教育職員を置く。

3 本学に事務局長、事務職員及びその他の職員を置く。

第4節 大学評議会及び教授会

(大学評議会)

第8条 本学に大学評議会を置く。

2 大学評議会に関する規程は、別に定める。

(教授会)

第9条 本学に教授会を置く。

- 2 教授会は、教授、准教授、講師及び助教で組織する。
- 3 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
 - (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項
 - (2) 学位の授与に関する事項
 - (3) 学生の学修評価に関する事項
 - (4) 学生の賞罰に関する事項
 - (5) 教育課程の編成に関する事項
 - (6) 教員の教育研究業績の審査等に関する事項
- 4 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長（以下「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 5 前項のほか、教授会に関する必要な事項は、別に定める。

第9条の2 削除

第5節 学年、学期及び休業日

（学年）

第10条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

（学期）

第11条 学年を次の2学期に分け、それぞれセメスターとする。ただし、春学期の終了日及び秋学期の開始日については年度により変更することがある。

- (1) 春学期 4月1日から9月20日まで
- (2) 秋学期 9月21日から翌年3月31日まで

（休業日）

第12条 休業日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 学園創立記念日 11月7日
- (4) 春期休業日、夏期休業日、冬期休業日に関しては別に定める。

2 学長が必要と認めた場合は、前項に規定する休業日において、授業を行うことができる。

3 学長は第1項に定めるものの他、臨時の休業日を定めることができる。

第2章 修業年限、入学、退学、教育課程及び履修方法等

第1節 修業年限及び在学期間

（修業年限・在学期間）

第13条 本学の修業年限は4年とし、在学期間は8年までとする。

- 2 転学部者の修業年限・在学期間は、転学部前の在籍期間を加算し、前項と同様とする。
- 3 編入学者の修業年限は2年とし、在学期間は4年までとする。
- 4 再入学者の修業年限及び在学期間は、原則として過去の在学期間を加算し、第1項と同様とする。
- 5 転入学者の修業年限及び在学期間は、別に定める。

第2節 入学

（入学の時期）

第14条 入学の時期は、毎年度の始めとする。

(入学資格)

第15条 次の各号の一に該当する者は、本学に入学する資格を有する。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (7) 大学において、個別の入学審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者

(入学出願)

第16条 入学を志願する者は、所定の入学願書、その他必要書類に入学検定料を添えて、指定期間に願い出なければならない。

(入学者の選考)

第17条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考の上、合格者を決定する。

(入学手続・入学許可)

第18条 前条の選考の結果に基づいて合格の通知を受けた者で入学を希望する者は、所定の期日までに、必要書類に学納金を添えて、入学手続きをしなければならない。

2 前項の入学手続きを完了した者には、入学を許可する。

(保証人)

第19条 保証人は、独立の生計を立て学生の身上に係る一切の責任を負う者とし、学生入学時の親権者若しくは後見人又は本学の承諾する者とする。

2 その他保証人に関することは、別に定める。

(編入学)

第20条 次の各号の一に該当する者は、本学第3年次に編入学を志願することができる。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 大学に2年以上在学し、60単位以上を修得した者
- (3) 短期大学（外国の短期大学、我が国における、外国の短期大学相当として指定された学校（文部科学大臣指定外国大学（短期大学相当）日本校）を含む）を卒業した者
- (4) 高等専門学校を卒業した者
- (5) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上、総授業時数が1,700時間以上又は62単位以上であるものに限る）を修了した者

2 本学に入学を志願する者は、所定の入学願書、その他必要書類に入学検定料を添えて、指定期間に願い出なければならない。

3 前項の入学志願者については、別に定めるところにより選考の上、合格者を決定する。

(転学部・転学科)

第21条 本学学生にして、他の学部学科に移籍を希望する者は、選考の上、2・3年次に限り移籍を許可することがある。

2 転学部についての出願、選考方法、既に履修した科目及び修得単位の取り扱い等は、別に定める。

(再入学・転入学)

第22条 本学を退学した者又は学納金未納により除籍となった者が、本学の同一学部学科への再入学を願い出した場合は、選考の上、相当学年に入学を許可することがある。

2 本学以外の大学を卒業又は退学した者が、本学への転入学を願い出した場合は、選考の上、相当年次に入学

を許可することがある。

- 3 前二項の規定により再入学又は転入学についての出願、選考方法、既に履修した学科目の取り扱い等は、別に定める。

第3節 教育課程及び履修方法等

(授業科目)

第23条 授業科目は、全学共通科目群、専門科目群、演習科目群及び免許・資格関連科目群に区分し、これを各年次に配当する。

- 2 授業科目は、必修科目、選択科目及び自由科目に分ける。

- 3 授業科目及び単位数は、全学共通科目群は別表第2、経営学部は別表第3、人文学部は別表第4、心理学部は別表第5、教育学部は別表第6、スポーツ健康科学部は別表第7、健康栄養学部は別表第8に定める。

(履修手続)

第24条 学生は、毎学期の始めに、その学期に履修しようとする授業科目を登録しなければならない。

- 2 授業科目の履修方法は、別に定める。

(履修科目的登録の上限)

第24条の2 各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として修得すべき単位について、

1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定める。

- 2 所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修の登録を認めることがある。

- 3 履修科目的登録の上限は、別に定める。

(単位計算基準)

第25条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の各号の基準により計算するものとする。

(1) 講義については、原則として30時間の授業と授業時間外の学修を合わせ2単位とする。

(2) 演習については、原則として30時間の授業と授業時間外の学修を合わせ、授業方法によって1単位もしくは2単位とする。

(3) 実験、実習及び実技については、原則として30時間から45時間の授業をもって1単位とする。

(4) 一つの授業科目について、上記(1)～(3)二つ以上の授業形態の併用により授業運営される場合については、その組み合わせに応じ、認定する単位数を学則別表2以降に定める。

(授業期間)

第26条 1年間の授業期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(単位認定)

第27条 授業科目を履修しその試験に合格した者には、所定の単位を与える。

- 2 試験等による成績評価は、秀(S)、優(A)、良(B)、可(C)、不可(D)、失格(F)の段階をもって表示し、不可(D)と失格(F)を不合格、その他を合格とする。

- 3 成績と評価基準は、次のとおりとする。

成 績	評 價
100-90点	秀 (S)
89-80点	優 (A)
79-70点	良 (B)
69-60点	可 (C)
59- 0点	不可 (D)
	失格 (F)

- 4 この評価基準により合格と評価された科目については学則別表2から学則別表8に定める単位を認定する。

5 前各項のほか、試験の実施に関する必要な事項は、別に定める。

(追試験・再試験)

第28条 負傷・疾病又はやむを得ない事由により試験を受けなかった者で、医師の診断書又は事実を明らかにする証明書等を添付して届け出た者には、追試験を行うことができる。

2 前条の試験において不合格となった者には、再試験を行うことがある。

3 追試験及び再試験の実施に関する必要な事項は、別に定める。

(本学の他学部における学修)

第29条 学生は、本学の他学部の授業科目を履修することができる。

2 前項の規定により授業科目を履修し修得した単位は、卒業の要件となる単位として認定することができる。

3 前二項のほか、他学部の履修に関する必要な事項は、別に定める。

(他大学等における学修)

第30条 本学が教育上有益と認めるときは、本学の学生が他の大学、短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）又は高等専門学校の専攻科において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第31条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）において修得した単位を、本学に入学した後、本学における授業科目の履修により修得したものとみなし、60単位を超えない範囲で単位を与えることができる。

2 本学則第20条にもとづき本学第3年次に編入学した学生の既修得単位については、62単位を限度として、本学において修得したものとして認定することができる。

(免許及び資格)

第32条 幼稚園、小学校の教育職員免許状を得ようとする者は、教育職員免許法第5条及び教育職員免許法施行規則により、本学が開設する所定の科目及び単位を修得しなければならない。

2 中学校、高等学校の教育職員免許状を得ようとする者は、教育職員免許法第5条及び教育職員免許法施行規則により、本学が開設する所定の科目及び単位を修得しなければならない。

3 所定の単位を修得した者は、別表第9に定める学校及び教科の教育職員免許状を取得することができる。

4 教育職員免許状を得ようとする者の課程の履修、単位の修得に関する事項は、別に定める。

第33条 栄養士の免許証を得ようとする者は、栄養士法、栄養士法施行令、並びに栄養士法施行規則により、本学が開設する所定の科目及び単位を修得しなければならない。

2 栄養士の免許証を得ようとする者の課程の履修、単位の修得に関する事項は、別に定める。

第34条 管理栄養士国家試験の受験資格を得ようとする者は、栄養士法、栄養士法施行令、並びに管理栄養士学校指定規則により、本学が開設する所定の科目及び単位を修得しなければならない。

2 管理栄養士国家試験の受験資格を得ようとする者の課程の履修、単位の修得に関する事項は、別に定める。

第35条 保育士の資格を得ようとする者は、児童福祉法、児童福祉法施行令、並びに児童福祉法施行規則により、本学が開設する所定の科目及び単位を修得しなければならない。

2 保育士の資格を得ようとする者の課程の履修、単位の修得に関する事項は、別に定める。

第36条 諸資格を得ようとする者は、本学が開設する所定の科目及び単位を修得することにより、以下の各項に定める資格を取得することができる。

2 博物館学芸員の資格を得ようとする者は、博物館法、博物館法施行令、並びに博物館法施行規則により、本学が開設する所定の科目及び単位を修得しなければならない。

3 図書館司書の資格を得ようとする者は、図書館法、図書館法施行令、並びに図書館法施行規則により、本学が開設する所定の科目及び単位を修得しなければならない。

4 学校図書館司書教諭の資格を得ようとする者は、学校図書館法、並びに学校図書館司書教諭講習規程により、本学が開設する所定の科目及び単位を修得しなければならない。

5 食品衛生監視員及び食品衛生管理者の資格を得ようとする者は、食品衛生法、食品衛生法施行令、並びに食品衛生法施行規則により、本学が開設する所定の科目及び単位を修得しなければならない。

第4節 留学、休学、転学及び退学

(留学)

第37条 本学において教育上有益と認めるときは、本学と外国の大学の協議により、学生が休学することなく当該外国の大学に留学することを認めることがある。

- 2 前項による留学期間は、1年を限度として、本学の修業年限に算入することができる。
- 3 留学期間中に外国の当該大学において修得した単位については、60単位を超えない範囲で本学における授業科目的履修により修得したものとみなすことができる。
- 4 留学に関するその他の事項は、別に定める。

(休学)

第38条 疾病その他止むを得ない事由により3か月以上継続して修学できない者は、所定の書類を添えて願い出た上、休学することができる。

- 2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。
- 3 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の事由がある場合は、1年を限度として休学期間の延長を許可することがある。
- 4 休学期間は、通算して4年を超えることができない。
- 5 休学期間は、在学期間には算入しない。
- 6 休学期間中にその事由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(転学)

第39条 他の大学への入学又は転入学を志願しようとする者は、あらかじめ本学に届け出なければならない。

(退学)

第40条 退学しようとする者は、事由を詳記し、保証人と連署して本学に届出なければならない。

(除籍)

第41条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

- (1) 授業料等所定の納付金の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 在学期間を超えた者
- (3) 休学期間を超えてなお復学できない者
- (4) 1年以上にわたり行方がわからない者

第5節 卒業及び学士号

(卒業)

第42条 第13条に定める修業年限以上在学し、学部学科所定の教育課程に従って授業科目を履修し、124単位以上を修得した者は、学長が卒業を認定する。ただし、教育学部教育学科については、128単位以上、健康栄養学部管理栄養学科については、132単位以上を修得した者とする。

- 2 修業年限に関しては、所定の単位を特に優れた成績で修得した者について、学長が3年以上の在学で足りるものとする場合がある。

(学士)

第43条 本学を卒業した者に学士の学位を授与する。

2 経営学部	経営学科	学士（経営学）
人文学部	人文学科	学士（人文学）
心理学部	心理学科	学士（心理学）
教育学部	教育学科	学士（教育学）
スポーツ健康科学部	スポーツ健康科学科	学士（スポーツ健康科学）
健康栄養学部	管理栄養学科	学士（栄養学）

第6節 賞 罰

(表彰)

第44条 学生として表彰に値する行為があった者は、学長が表彰する。

2 表彰に関する規程は、別に定める。

(懲戒)

第45条 本学の規則に違反し又は学生の本分に反する行為をした者は、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 正当なる理由がなくて出席常でない者

(3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 学生を懲戒しようとするときは、あらかじめ、委員会を設けてこれに諮問するものとする。

5 本条第2項の懲戒のうち停学となった学生の停学期間は、在学期間に算入し、修業年限に算入しない。但し、停学期間が3ヶ月以内の場合は、修業年限に算入する場合がある。

6 その他、懲戒に関する規程は、別に定める。

第7節 奨学生

(奨学生)

第46条 本学学生に奨学生を支給することができる。

2 奨学生に関する規程は、別に定める。

第8節 厚生保健

(学生寮)

第47条 本学に学生寮を置く。

2 学生寮に関する規程は、別に定める。

(厚生保健施設)

第48条 本学に、保健室及び学生相談室その他厚生等に関する施設を置く。

2 前項の施設の運営等については、別に定める。

(健康診断)

第49条 学生は、年1回の健康診断を受けなければならない。

第9節 科目等履修生及び外国人留学生

(研究生)

第50条 本学において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、各学部の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

(科目等履修生)

第51条 本学の授業科目の履修を希望する者があるときは、本学の教育に支障のない限り、選考の上、科目等履修生（以下「履修生」という。）として履修を許可することができる。

2 履修生が履修した授業科目については、単位を与えることができる。成績評価については、本学生と同様とする。

3 履修生の履修手続、履修検定料、履修登録料、履修料等は、別に定める。

(外国人留学生)

第52条 外国人で、大学における教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を希望する者があるときは、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関して必要な事項は、別に定める。

第53条 削除

第10節 入学検定料及び学納金

(入学検定料・学納金)

第54条 入学検定料の額並びに学納金の種類及び額は、別表第1-1のとおりとする。

2 第3年次編入学生における学納金の種類及び額は、別表第1-2のとおりとする。

(実習費等)

第55条 実習、演習等に要する費用は、別に納付しなければならない。

(納付金)

第56条 学納金の納付期は、毎年4月及び10月の2期とし、各期に年額の2分の1相当額を納付しなければならない。

2 その他、学納金の延納、未納等詳細については、別に定める。

(欠席・留学・停学の場合)

第57条 欠席期間中、留学期間中又は停学期間中の学納金は、全額納付しなければならない。

(休学・復学)

第58条 休学期間中の学納金については別に定める。

2 休学者が復学したときは、復学した日の属する期から、学納金を全額納付しなければならない。

(既納金の取扱)

第59条 入学を許可され学納金を納付した者が、入学初年度の初日の前日までに入学を辞退した場合は、本人の請求により、入学金を除き既納の納付金を返還する。

2 前項の場合を除き、既納の納付金は、一切、返還しない。

第11節 公開講座等

(公開講座)

第60条 地域社会の文化の向上に資するため、公開講座その他の教育を行う。

2 公開講座に関する事項は、別に定める。

第12節 自己点検・評価

(自己点検・評価)

第61条 本学の教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命達成に資するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検評価を行い、その結果を公表するとともに、教育研究活動等の改善及び充実に努めるものとする。

2 前項に基づく点検及び評価の実施項目、実施体制等に関する事項は、別に定める。

3 本学は、教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認定評価機関による認証評価を受けるものとする。

第13節 教職員の職能開発

(教職員の職能開発)

第62条 本学は、教員が授業内容及び方法を改善し向上させるための組織を設け、研修及び研究を実施する。

- 2 前項の組織は、別に定める。
- 3 本学は、教員と協働する専門性の高い職員の育成に向け、職員の職能開発の場と機会を充実する。

附 則

この学則は、本学開設に関する文部大臣認可の日（平成7年4月1日）から施行する。

附 則 <別表1の改正>

この学則は、平成11年4月1日から改正施行する。

附 則 <第4, 7, 27, 30, 31, 32, 42, 44, 47条（改正後）及び別表の改正>

この学則は、平成12年4月1日から改正施行する。

附 則 <第5, 6, 9, 12, 22, 41, 45, 46, 52条（改正後）及び別表の改正>

この学則は、平成13年4月1日から改正施行する。

ただし、第41条に規定する卒業単位及び第52条に規定する学納金は、平成13年度の入学生から適用する。

附 則 <第24, 41, 56条（改正後）及び別表の改正>

この学則は、平成14年4月1日から改正施行する。

附 則 <第2, 3, 8, 15, 23, 25, 27, 32, 33, 34, 35, 36, 42, 43, 50条（改正後）及び別表の改正>

この学則は、平成16年4月1日から改正施行する。

附 則 <第7, 8条（改正後）及び別表の改正>

この学則は、平成17年4月1日から改正施行する。

附 則 <第3条（改正後）及び別表の改正>

この学則は、平成18年4月1日から改正施行する。

附 則 <第7, 9条（改正後）及び別表の改正>

この学則は、平成19年4月1日から改正施行する。

附 則 <第1, 2, 2-2, 3, 11, 12, 14, 24-2, 25, 27, 32, 33, 34, 35, 36, 42, 44, 52, 58, 62, 63条（改正後）及び別表の改正>

この学則は、平成20年4月1日から改正施行する。

附 則 <別表の改正>

この学則は、平成21年4月1日から改正施行する。

附 則 <第23-1, 23-2, 32-2, 32-3, 37条及び別表の改正>

この学則は、平成21年4月1日から改正施行する。

附 則 <第2-2、8-2、19、23、25、30、31、41、43-2、45、51、52-1条及び別表の改正>

この学則は、平成22年4月1日から改正施行する。

附 則 <第2、2-2、3、23、29、43条及び別表の改正>

1. この学則は平成23年4月1日から改正施行し、平成23年度入学生から適用する。

2. 人間健康学部管理栄養学科は、改正後の学則第2条の規定にかかわらず、平成27年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

3. 平成23年度から平成26年度において人間健康学部管理栄養学科、健康栄養学部管理栄養学科の収容定員は、改正後の学則第3条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

平成23年 人間健康学部管理栄養学科 240人

健康栄養学部管理栄養学科 80人

平成24年 人間健康学部管理栄養学科 160人

健康栄養学部管理栄養学科 160人

平成25年 人間健康学部管理栄養学科 80人

健康栄養学部管理栄養学科 240人

平成26年 健康栄養学部管理栄養学科 320人

附 則 <第2、2-2、3、7、9、23、24、29、42、43条及び別表の改正>

1. この学則は、平成24年4月1日から改正施行し、平成24年度入学生から適用する。

2. 人文学部発達教育学科及び人間健康学部人間健康学科は改正後の学則第2条の規定にかかわらず、平成27年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
3. 平成24年度から平成27年度において、人文学部発達教育学科、教育学部教育学科、及び人間健康学部人間健康学科、スポーツ健康科学部スポーツ健康科学科の収容定員は、改正後の学則第3条の規定にかかわらず、次のとおりとする。
- | | | |
|-------|--------------------|------|
| 平成24年 | 人文学部発達教育学科 | 300人 |
| | 教育学部教育学科 | 150人 |
| | 人間健康学部人間健康学科 | 750人 |
| | スポーツ健康科学部スポーツ健康科学科 | 235人 |
| 平成25年 | 人文学部発達教育学科 | 200人 |
| | 教育学部教育学科 | 300人 |
| | 人間健康学部人間健康学科 | 500人 |
| | スポーツ健康科学部スポーツ健康科学科 | 470人 |
| 平成26年 | 人文学部発達教育学科 | 100人 |
| | 教育学部教育学科 | 455人 |
| | 人間健康学部人間健康学科 | 250人 |
| | スポーツ健康科学部スポーツ健康科学科 | 710人 |
| 平成27年 | 教育学部教育学科 | 610人 |
| | スポーツ健康科学部スポーツ健康科学科 | 950人 |

附 則 <第23条3項 経営学部別表第3、教育学部別表第5、スポーツ健康科学部別表第6、第54条1項 別表第1-1及び第54条2項 別表第1-2の改正>

この学則は、平成25年4月1日から改正施行し、平成25年度入学生から適用する。

附 則 <第2、2-2、3、4-2、7、8、9、23、43条及び別表の改正>

1. この学則は、平成26年4月1日から改正施行し、平成26年度入学生から適用する。
2. 平成26年度から平成29年度において、人文学部人文学科、人文学部心理学科、及び健康栄養学部管理栄養学科の収容定員は、改正後の学則第3条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

平成26年	人文学部人文学科	735人
	人文学部心理学科	100人
	健康栄養学部管理栄養学科	360人
平成27年	人文学部人文学科	610人
	人文学部心理学科	200人
	健康栄養学部管理栄養学科	400人
平成28年	人文学部人文学科	508人
	人文学部心理学科	302人
	健康栄養学部管理栄養学科	440人
平成29年	人文学部人文学科	406人
	人文学部心理学科	404人
	健康栄養学部管理栄養学科	480人

附 則 <第4条2項、5条、6条、7条、8条、9条、9条の2、12条、13条、14条2項、16条、17条、18条、19条、20条、21条、22条、24条2項、24条の2、25条、27条4項、29条3項、30条、31条、37条、38条、39条、40条、41条、42条、44条、45条、46条2項、47条2項、50条、51条、52条、53条、56条、57条、59条及び別表の改正>

1. この学則は、平成27年4月1日から改正施行する。
2. 人間健康学部管理栄養学科の廃止の時期は平成27年3月31日とする。

附 則 <別表の改正>

1. この学則は、平成28年4月1日から改正施行する。

2. 人文学部発達教育学科の廃止の時期は平成28年5月31日とする。

附 則 <第15条、22条、58条及び別表の改正>

1. この学則は、平成29年4月1日から改正施行する。

2. 人間健康学部人間健康学科の廃止の時期は平成29年3月31日とする。

附 則 <第2条、第2条の2、第3条、第23条、第27条、第32条、第42条、第43条、第44条及び別表の改正>

1. この学則は、平成30年4月1日から改正施行する。

2. 人文学部心理学科は、改正後の学則第2条の規定にかかわらず、平成33年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

3. 平成30年度から平成33年度において、人文学部人文学科、人文学部心理学科、心理学部心理学科、教育学部教育学科及びスポーツ健康科学部スポーツ健康科学科の収容定員は、改正後の学則第3条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

平成30年	人文学部心理学科	304人
	心理学部心理学科	100人
	教育学部教育学科	640人
	スポーツ健康科学部スポーツ健康科学科	975人
平成31年	人文学部心理学科	204人
	心理学部心理学科	200人
	教育学部教育学科	670人
	スポーツ健康科学部スポーツ健康科学科	1,000人
平成32年	人文学部人文学科	405人
	人文学部心理学科	102人
	心理学部心理学科	302人
	教育学部教育学科	700人
	スポーツ健康科学部スポーツ健康科学科	1,025人
平成33年	人文学部人文学科	404人
	心理学部心理学科	404人
	教育学部教育学科	730人
	スポーツ健康科学部スポーツ健康科学科	1,050人

附 則 <別表の改正>

この学則は、平成31年4月1日から改正施行する。

附 則 <第4条の2、第7条及び別表の改正>

この学則は、令和2年4月1日から改正施行する。

附 則 <別表の改正>

この学則は、令和3年4月1日から改正施行する。

別表 第1-1

入学検定料	30,000 円
-------	----------

学納金

(単位：円)

学部学科	科 目	1 年次	2 年次	3 年次	4 年次
経営学部 経営学科	入 学 金	250,000			
	授 業 料(年費)	640,000	700,000	700,000	700,000
	教育運営費(年費)	450,000	480,000	480,000	480,000
	合 計	1,340,000	1,180,000	1,180,000	1,180,000
人文学部 人文学科	入 学 金	250,000			
	授 業 料(年費)	640,000	700,000	700,000	700,000
	教育運営費(年費)	450,000	480,000	480,000	480,000
	合 計	1,340,000	1,180,000	1,180,000	1,180,000
心理学部 心理学科	入 学 金	250,000			
	授 業 料(年費)	640,000	700,000	700,000	700,000
	教育運営費(年費)	460,000	490,000	490,000	490,000
	合 計	1,350,000	1,190,000	1,190,000	1,190,000
教育学部 教育学科	入 学 金	250,000			
	授 業 料(年費)	670,000	730,000	730,000	730,000
	教育運営費(年費)	480,000	510,000	510,000	510,000
	合 計	1,400,000	1,240,000	1,240,000	1,240,000
スポーツ健康科学部 スポーツ健康科学科	入 学 金	250,000			
	授 業 料(年費)	640,000	700,000	700,000	700,000
	教育運営費(年費)	470,000	500,000	500,000	500,000
	合 計	1,360,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000
健康栄養学部 管理栄養学科	入 学 金	250,000			
	授 業 料(年費)	670,000	730,000	730,000	730,000
	教育運営費(年費)	490,000	520,000	520,000	520,000
	合 計	1,410,000	1,250,000	1,250,000	1,250,000

- (注) 1. 授業料及び教育運営費は、年額を年度毎に春学期分と秋学期分とに分け、半額ずつ徴収する。
 2. 5 年次以降は、4 年次の金額とする。

別表 第1－2

入学検定料	30,000 円
-------	----------

学納金 (単位：円)

学部学科	科 目	3 年次	4 年次
経営学部 経営学科	入 学 金	125,000	
	授 業 料(年費)	700,000	700,000
	教育運営費(年費)	480,000	480,000
	合 計	1,305,000	1,180,000
人文学部 人文学科	入 学 金	125,000	
	授 業 料(年費)	700,000	700,000
	教育運営費(年費)	480,000	480,000
	合 計	1,305,000	1,180,000
心理学部 心理学科	入 学 金	125,000	
	授 業 料(年費)	700,000	700,000
	教育運営費(年費)	490,000	490,000
	合 計	1,315,000	1,190,000
教育学部 教育学科	入 学 金	125,000	
	授 業 料(年費)	730,000	730,000
	教育運営費(年費)	510,000	510,000
	合 計	1,365,000	1,240,000
スポーツ健康科学部 スポーツ健康科学科	入 学 金	125,000	
	授 業 料(年費)	700,000	700,000
	教育運営費(年費)	500,000	500,000
	合 計	1,325,000	1,200,000

- (注) 1. 授業料及び教育運営費は、年額を年度毎に春学期分と秋学期分とに分け、半額ずつ徴収する。
 2. 5 年次以降は、4 年次の金額とする。

東海学園大学教務規程

(目的)

第1条 本規程は、東海学園大学の教育課程、履修方法及び単位の認定等教務に関し、必要な事項を定めるこ
とを目的とする。

(授業)

第2条 授業形態は、次のように大別される。

- ① 「講義」 = (L)
- ② 「演習」 = (S)
- ③ 「実験」「実習」「実技」等 = (P)

2 1セメスターにおいて、各授業科目とも15回以上の授業を行う。

3 定期試験期間中に実施される定期試験は、授業回数に含まれない。

(履修登録)

第3条 学生が履修しようとする授業科目（集中講義・学外実習を含む。）については、毎セメスター開始当初、
定められた履修登録期間内に履修登録をしなければならない。

2 履修登録期間内に履修登録の手続きを行わなかった場合は、当該セメスターの授業を受講することができ
ない。また、履修登録の手続きが行われていない授業科目については、単位は認定されない。

3 1年間に履修登録できる単位数の上限は、49単位とする（免許・資格関連科目群の科目は除く。）。この履修
登録単位数の制限を「キャップ制」という。ただし、学則第24条の2第2項の場合はこの限りではない。

4 学生は、原則として所属する学部学科の入学年次に学則別表に示された授業科目のみ履修登録をすること
ができる。なお、新学部設置に伴う、基となる学部開講授業科目の再履修等については別に定める。

5 提携大学への留学や他大学等での修学による認定単位については、本条第1項を適用しない。

6 履修登録の方法は次の通りとする。

- (1) 人数制限を設ける抽選科目に指定された授業科目は、事前に抽選エントリーを行い、当選するか、その
後の追加募集でエントリーを完了した学生のみが履修登録をすることができる。
- (2) 登録した授業科目は、履修確認・訂正期間終了時まで、追加・変更・削除をすることができる。
- (3) クラス指定のある授業科目は、指定クラスの時間割で履修登録をする。
- (4) すでに単位を修得した授業科目は、再度履修登録をすることはできない。
- (5) 同じ時間に2科目以上重複しての履修登録はできない。
- (6) 上級年次の授業科目は、履修登録をすることはできない。
- (7) 授業科目により受入可能人数を超えた場合は、授業開始後受講制限をすることがある。また、受講希望
者が少ない場合は閉講となることがある。

7 履修登録をして単位を修得できなかった授業科目は、再度履修登録することができる（これを再履修とい
う）。ただし、配当学年の学生の履修が優先され、履修人数が多い等の理由により、再履修が認められない場
合がある。

(授業時間及び授業期間)

第4条 授業時間は全学部を通して下表の通りとし、これに基づいて時間割を編成する。

<授業時間>

1 時限	2 時限	昼 休 み	3 時限	4 時限	5 時限	6 時限
9：00～10：30	10：40～12：10		13：00～14：30	14：40～16：10	16：20～17：50	18：00～19：30

2 1科目に対する授業は上記時間帯の内、原則1週間に1コマ（1時限）の開講とする。

3 実験・実習等の授業科目で、連続した時間帯が必要な授業科目については、複数コマを連続して開講する
場合がある。この場合、クラスによって隔週開講とする等して、必要な授業回数を確保するものとする。

4 集中講義・学外実習においても、必要な授業回数を確保するものとする。

5 各セメスターの授業期間は、毎年度大学が定める行事予定の通りとする。15回の授業回数確保のため、祝

祭日等において開講する場合がある。

(授業出席)

第5条 単位の認定にあたり、学生は原則として全授業に毎回出席をしなければならない。

2 授業において、学生の遅刻・途中退室は原則として認めない。

(公認欠席)

第6条 やむを得ない事由により授業を欠席した学生は、公認欠席願を教務課に提出することによって、欠席扱いとならない場合がある。

2 公認欠席に該当する事由、手続きに必要な書類、公認欠席が認められる期間及び提出期限等は下表の通りとする。

事由	提出書類	添付書類	期間	提出期限
忌引	公認欠席願	忌引を証明するもの※1	別表 ※2	欠席後1週間以内
実習	公認欠席願	不要	実習期間及び事前オリエンテーション	欠席1週間前
学校感染症	公認欠席願	診断書	通学許可が出るまで	通学許可後1週間以内

※1 忌引を証明するものとは、「死亡診断書の写」又は「会葬礼状」など。

※2 忌引による公認欠席日数表（連続した日数とする）

本人との関係	忌引日数
父母、配偶者	7日
子	5日
祖父母、兄弟姉妹	3日
曾祖父母、叔父叔母、甥姪	1日

(休講)

第7条 大学行事や教員の特別な事情（学会出席・病気等）により授業が行われない場合がある。

(補講)

第8条 1セメスターにおける15回の授業回数を確保するために、休講があれば必ず補講が行われる。

2 補講は、土曜日、6時限目等に行われる場合がある。

3 授業回数にかかわらず、教員の判断により補講が行われる場合がある。

(単位の認定)

第9条 試験の結果・提出物の状況・受講態度等により成績が総合的に評価され、合格と評価された授業科目については、別に定める単位が認定される。

2 試験に関することは、東海学園大学試験規程に定める。

(成績評価と評価基準)

第10条 成績評価は、秀（S）、優（A）、良（B）、可（C）、不可（D）、失格（F）の段階をもって表示し、不可（D）と失格（F）を不合格、その他を合格とする。

2 成績と評価基準は、次の通りとする。

(1) 秀（S）到達目標をほぼ完全に達成している特に優れた成績(100-90点)

(2) 優（A）到達目標を十分に達成している優れた成績(89-80点)

(3) 良（B）到達目標を一応達成している成績(79-70点)

(4) 可（C）到達目標の最低限のレベルを達成している成績(69-60点)

(5) 不可（D）到達目標を達成していない成績(59-0点)

(6) 失格（F）受験資格喪失者、定期試験欠席者等

(成績の通知)

第11条 セメスター終了後の単位認定及び成績評価は、原則次のセメスター開始までに学生へ通知する。

- 2 成績評価は保証人にも通知する。また、指導教員にも通知する。
- 3 半期科目は半年の成績で、通年科目は年間の成績で単位認定される。
- 4 学生の成績・学習の質を評価し、成績の客観性・厳格性を確保するため、GPA (Grade Point Average) 表記をする。GPA 算出方法は次のとおりとする。

(1) GPA 算出方法 (科目単位×Grade Point + 科目単位×Grade Point + …) / 履修登録総単位数

(2) Grade Point 「秀」 = 4 P、「優」 = 3 P、「良」 = 2 P、「可」 = 1 P、「不可」「失格」 = 0 P

(3) GPA は、合格した科目だけでなく、不合格科目や履修放棄した科目も算出の対象とする。

(災害等緊急時における授業・試験の取り扱い)

第12条 災害等緊急時における授業・試験の取り扱いは、(別紙1) の通りとする。

(規程の改廃)

第13条 本規程の改廃は全学教育委員会で審議し、大学評議会の議を経て学長が行う。

附則

本規程は、平成24年4月1日から施行する。

附則

本規程は、平成26年4月1日から改正施行する。

附則

本規程は、平成31年4月1日から改正施行する。

附則

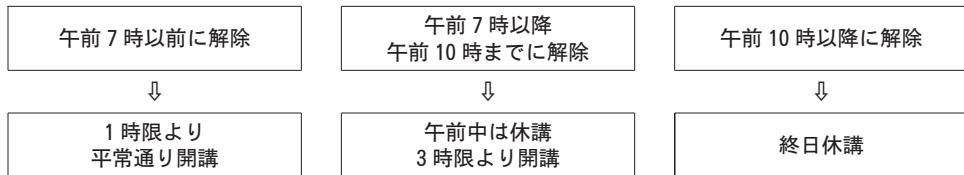
本規程は、令和3年4月1日から改正施行する。

(別紙1)

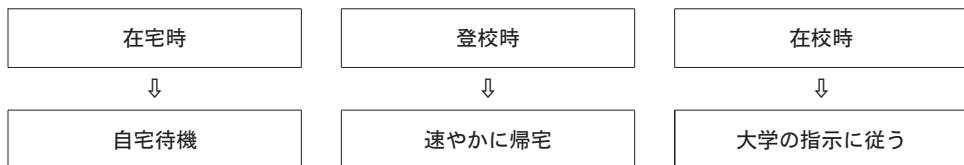
〈災害等緊急時における授業・試験の取り扱い〉

①〔台風等〕

〈愛知県尾張東部（名古屋キャンパス開講の講義に適用）、または、西三河北西部（三好キャンパス開講の講義に適用）に暴風警報が発令されている場合〉



〈愛知県尾張東部（名古屋キャンパス開講の講義に適用）、または、西三河北西部（三好キャンパス開講の講義に適用）に暴風警報が発令された場合〉



- 注) • 地域によって登校が不可能な場合には安全を第一に考えること。
• 暴風警報が発令された場合でも、状況により開講する場合がある。
• 天候の状況（台風の進路上にあり、安全確保が難しいと判断される場合等）により、上記基準によらず休講とする場合がある。
• 遠隔授業として開講されている授業については、上記基準によらず、原則的に休講としない。

②〔特別警報〕

特別警報発令時は、前記〈暴風警報発令時〉に準ずる。

③〔公共交通機関の不通・遅延〕

公共交通機関の不通・遅延が広域に影響を与えていた場合は、休講とする場合がある。

東海学園大学試験規程

(目的)

第1条 本規程は、東海学園大学（以下「本学」という。）の定期試験、追試験及び再試験に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定期試験)

第2条 定期試験とは、春学期末及び秋学期末の学年暦に示された期間（以下、定期試験期間という。）に行う単位認定に係わる試験をいう。

2 定期試験を実施する授業科目は、授業科目担当者が授業概要の[評価の方法]に定期試験実施の記載をした授業科目に限る。ただし、授業概要に記載がなくても、授業の進捗状況等により、定期試験期間中に試験を実施する場合がある。

3 試験方法は、筆記試験・レポート提出・作品提出・口述試験・実技試験等とする。

4 定期試験の時間割、関連事項はすべて掲示板に掲示する。

(筆記試験)

第3条 定期試験の内、筆記試験は原則として60分で行う。

2 試験開始時刻は、各时限授業時間と同じとする。学生は、この時刻5分前までに試験室に入室し、試験開始に備えるものとする。

3 試験開始時刻に遅れた学生は、試験室に入室することができない。

4 学生は、試験開始後30分を経過しなければ、試験室から退室することはできない。ただし、やむを得ない事由により試験監督者の許可を得た場合は、この限りではない。

5 試験実施に当たっては、身体上の障害等の事情により、試験時間、解答方法等について特別の配慮をすることができる。

(レポート・作品提出)

第4条 定期試験がレポート・作品提出で行われる場合、試験開始時刻に遅れた学生のレポート、作品は受理されない。

2 定期試験がレポート・作品提出で行われる場合、第3条第4項は適用せず、試験監督者の判断により、退室許可を行う。

(口述試験・実技試験)

第5条 定期試験が口述試験・実技試験で行われる場合、試験開始時刻は、各时限授業時間と同じとする。学生は、この時刻5分前までに試験室(場)に入り、試験開始に備えるものとする。

2 試験開始時刻に遅れた学生は、試験室(場)に入ることができない。

3 定期試験が口述試験・実技試験で行われる場合、第3条第4項は適用せず、試験監督者の判断により、退室(場)許可を行う。

(受験資格)

第6条 学生は、学年及び各学期の初めに履修する授業科目を登録し、登録の承認を受けた授業科目についてのみ定期試験を受験することができる。

2 登録の承認を受けた授業科目であっても、次の各号のいずれかに該当する授業科目については受験資格を認めない。

(1) 授業の出席回数が全授業回数の原則として5分の4に満たない授業科目。ただし、学部の内規により、より厳しい基準が適用される場合がある

(2) 当該学生が籍を置く学部教授会において受験資格喪失を決議された授業科目

3 登録の承認を受けた授業科目であっても、次の各号のいずれかに該当する学生は試験室に入室することができない。

(1) 前項に定める理由で、受験資格を有しない学生

(2) 学生証を所持しない学生

(3) 試験開始時刻に遅れた学生

4 学生証を所持しなかった学生は、「証明書自動発行機」にて手数料を支払い、仮学生証の発行を受けなければならない。

(受験者の義務)

第7条 定期試験を受験する場合、学生は公正な態度で受験し、いささかも他から疑問をもたれるような行為をしないよう努めると共に、次の事項を守らなければならない。これらの事項を守らない場合には、不正行為とみなされる場合がある。

- (1) 学生証を、写真印刷面を上にして机上に提示すること
- (2) 筆記用具のほか持ち込みを許可された物以外は、机上に置かないこと。筆箱も机上に置かないこと
- (3) 持ち込みを許可されていないテキスト・ノート・コピー等試験に関連すると判断される物は、中身の見えない鞄等に入れ、自分自身はもとより、他の学生からも見えないように保管すること
- (4) 携帯電話等は電源を切り、鞄等に入れ、机上に置いたり、身につけたりしないこと
- (5) 試験室においては、私語をしないこと
- (6) 試験開始後は、退室まで許可なく席を離れないこと
- (7) 一旦試験室を退室した者は、再入室しないこと
- (8) 答案用紙を汚損、書き損じ等により交換した場合は、汚損、書き損じた答案用紙も提出すること
- (9) 答案用紙には、学籍番号及び氏名等をもれなく記入すること。また、解答の有無にかかわらず答案用紙を試験室外に持ち出さないこと
- (10) 試験室においては、試験監督者の指示に従い、試験の進行を妨げないこと

(不正行為)

第8条 定期試験における不正行為とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

- (1) 他の人に受験を代行させたり、他の人の受験を代行したりすること
- (2) 試験に関連した内容を記入した文書、紙片等（いわゆるカンニングペーパー）を所持したり、見たりすこと
- (3) 試験に関連した内容を机、筆記用具、身体等に書き込んだり、見たりすること
- (4) 口頭・動作・電子機器・通信機器等で連絡をしたり、連絡を受けたりすること
- (5) 配布された答案用紙以外の答案用紙を用いること
- (6) 答案用紙等をすり替えたり、すり替えさせたりすること
- (7) 他の学生の答案を見たり、他の学生が見たりすることを故意に許すこと
- (8) 持ち込みを許可されていないテキスト・ノート・コピー等試験に関連すると判断される物を見たり、他の学生が見たりすることを故意に許すこと
- (9) 携帯電話等電子機器・通信機器（持ち込みを許可されている機器を除く。）を使用すること
- (10) ^{ひょうせつ}剽窃行為によりレポート等を作成すること
- (11) 許可なく物品の貸借をすること
- (12) 答案用紙の持帰り、破棄、偽名の記入等により答案整理を混乱させること
- (13) その他試験監督者の指示に従わず、公正な試験の進行を妨げると認められる行為をすること

(不正行為者の成績評価)

第9条 定期試験において不正行為と認められることをした学生（以下、「不正行為者」という。）の成績評価については、以下の基準による。

- (1) 第8条第1号に定める不正行為を行った者は、当該学期の全ての授業科目を失格とする。
- (2) 第8条第2号から第6号に定める不正行為を行った者は、当該学期の定期試験における全ての授業科目を失格とする。
- (3) 第8条第7号から第10号に定める不正行為を行った者は、当該学期の定期試験における受験済みの授業科目を失格とする。ただし、不正行為の態様が悪質である場合は、第2号を適用する。
- (4) 第8条第11号から第13号に定める不正行為を行った者は、当該授業科目を失格とする。

2 不正行為の認定及び成績評価については、当該学生が籍を置く学部教務委員会が事実確認調査を行い、不正行為者に弁明の機会を与えるとともに、充分な審議の上、教授会の議を経なければならない。

3 試験終了後に不正行為が発覚した場合においても、前2項を適用する。

(不正行為者の懲戒)

第10条 不正行為を行った者は、学則第45条に基づき、次の通り懲戒する。

(1) 第9条第1項第1号に該当する者は、無期停学

(2) 第9条第1項第2号に該当する者は、1か月の停学

(3) 第9条第1項第3号に該当する者は、2週間の停学

(4) 第9条第1項第4号に該当する者は、訓告

2 停学期間は、当該学部教授会で処分が決定した日から起算する。

3 不正行為者に対する停学期間中の教育指導は、当該学生の所属学部が行う。

(処分の通知・公表)

第11条 不正行為者の氏名及び処分は、速やかに掲示により公表し、本人及び保証人に通知する。ただし、情状により不正行為者の氏名は公表しないことができる。

(追試験)

第12条 追試験とは、病気・ケガ・事故・その他やむを得ない事由により定期試験を受験できなかった学生に対して、学年暦に示された期日に行う試験をいう。

2 次の各号のいずれかに該当する事由により定期試験を受験できなかった学生は、定められた期日までに追試験願（証明書等添付のこと）を教務課に提出し、学部教務委員会の許可を経て、追試験を受けることができる。

(1) 病気・ケガ（診断書）

(2) 灾害（罹災証明書）

(3) 公共交通機関の事故（延着証明書またはそれに代わる証明書）

(4) 実習・介護等の体験（証明できる書類）

(5) 就職試験（受験証明書）

(6) 裁判員選任等（裁判所発行証明書）

(7) 忌引（会葬礼状等忌引きを証明するもの）

(8) その他学部教務委員会がやむを得ない事由と認めた事項

3 追試験は1回限りとする。

4 追試験の実施・評価は、定期試験に準ずる。

5 追試験料は、徴収しない。

(再試験)

第13条 再試験とは、定期試験等において成績評価が「不可」となった学生に対して行う試験をいう。

2 各学部では、内規に基づき再試験を行うことがある。ただし、免許・資格関連科目群については再試験を行わない。

3 再試験を実施するにあたっては、該当科目について原則として2コマの再指導（補講、課題提出等）を行うものとする。

4 再試験には、追試験の規定を適用しない。

5 再試験の実施は、定期試験に準ずる。

6 再試験合格者の成績評価は、「可」とする。

7 再試験料は、一科目につき5,000円とし、受験の手続きは教務課にて行う。

8 再試験実施に関する内規は、別に定める。

(準用規定)

第14条 第7条（受験者の義務）から第11条（処分の通知・公表）までの規定は、追試験、再試験、集中講義の試験、単位認定に係わる授業内試験に準用する。

(改廃)

第15条 本規程の改廃は、全学教育委員会の議を経て大学評議会において行う。

附則

本規程は、平成22年4月1日から施行する。

附則

本規程は、平成23年4月1日から改正施行する。

附則

本規程は、平成24年4月1日から改正施行する。

附則

本規程は、平成26年4月1日から改正施行する。

附則

本規程は、平成30年4月1日から改正施行する。

附則

本規程は、平成30年10月17日から改正施行する。